

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

台湾の仮想通貨の規制状況

2018年1月31日金融科学技術発展とイノベーション実験条例(Financial Technology Development and Innovative Experimentation Act) が公布され、同年4月30日に施行された。法規名には「金融科学技術」(Financial Technology) と名付けられているが、その内容はイノベーション実験の申請、審査、監督及び管理から構成され、通称「規制サンドボックス」(Regulatory Sandbox) の法律と呼ばれている。従って、金融科学技術から生じる実際の議題については、例えば、ブロックチェーン、仮想通貨及び ICO (Initial Coin Offering) の規制については、台湾でまだ先行きが不明確なため、主務機関はまだ規定されていない。2018年9月に遠見雑誌が行った調査¹によると、ブロックチェーンの応用(暗号通貨、スマート・コントラクトなど)に関する投資を行っている回答者²は、金融科学サービスにおける第5位を占め21%に及んでいる。現在、仮想通貨にかかわる自主規制組織は二つあり、一つはブロックチェーン自主規制連盟、もう一つはアジア太平洋ブロックチェーン協会とある。ブロックチェーン自主規制連盟は2018年9月に取引組織行為準則(以下行為準則³という)を公表し、アジア太平洋ブロックチェーン協会も続けて、自主規制公約⁴を公表している。ご参考まで、ブロックチェーン自主規制連盟の概要は以下の通り：

◆ ブロックチェーン自主規制連盟-取引組織行為準則

(1) 法令遵守の原則	法令遵守に関する原則
(2) 公開透明性原則	会社情報、リスク、費用及びコストの公開
(3) 善良な管理原則	システム安全性の維持
(4) 作業リスク管理	資産分散保護(適当のコールドストレージが必要)、マネーロンダリング及びテロ支援の防止、法定通貨と係わる取引を行う場合、ユーザーの実名認証システムの構築
(5) 市場、流動資産及び信用リスク管理	十分な流動資産を保有、不適切な競争を回避

¹<https://tw.news.yahoo.com/2018-%E9%81%A0%E8%A6%8B%E9%9B%9C%E8%AA%8C-%E9%87%91%E8%9E%8D%E6%A5%AD%E8%80%85fintech%E5%A4%A7%E8%AA%BF%E6%9F%A5-042500620.html> 参照

²国内の金融機関及び金融イノベーション産業の金融科学技術関連業務の責任者又は担当者合計296箇所。出所/同註解1

³www.fintech.org.tw 参照

⁴<https://apbcd.org/sro.html> 参照

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。